

令和6年長野県凍霜害防止啓発活動 実施要領

令和6年3月13日
農政部農業政策課

1 目的

過去5番目となる23億円余の被害が発生した令和5年と同様に、令和6年も暖冬による果樹等の生育前進が予想されており、凍霜害に遭う危険性が高いことが危惧される。については、関係者が一体となり、被害防止対策に係る早期準備・啓発活動を行い、広く農業者へ周知することで凍霜害の発生予防・被害軽減を図る。

2 主催

長野県農政部

3 実施期間

- (1) 啓発活動期間：令和6年3月18日（月）～令和6年5月31日（金）まで
- (2) キャラバン出発式・巡回：令和6年3月18日（月）以降
※令和5年の被害が大きかった佐久・松本・長野・北信地域において実施

4 啓発活動協力機関・団体

- (1) 長野県農政部
（農業政策課、農業技術課、園芸畜産課、農業農村支援センター、果樹試験場）
- (2) 長野県JAグループ（JA長野中央会、JA全農長野、各地域JA）
- (3) NOSAI長野
- (4) 市町村
- (5) 農業者団体（長野県果樹研究会、長野県農業経営者協会・農業士協会等）

5 主な実施内容

- (1) 被害防止啓発活動の強化
 - ア 令和3年度県作成の凍霜害対策パンフレット・動画を活用した対策の周知促進
 - イ ホームページ、メルマガ、各研修会等における防止対策の情報発信
 - ウ 協力機関・団体の広報誌等における啓発記事の掲載
 - エ 報道各社へ取材・啓発活動の協力依頼
- (2) 凍霜害防止キャラバン出発式・巡回
 - ア 内容（地域ごとに内容は異なる予定）
 - ・関係者一同での出発式（被害防止対策や啓発活動体制の整備・共有）
 - ・広報車等での巡回による啓発活動
（被害多発地域を中心に、広報車等でのアナウンス・パンフレットの配布など）
 - ・園地での防止対策の実演、点検（燃焼法、下草刈り、防霜ファンの点検など）※報道各社へ連絡し、取材・啓発活動の報道協力を依頼
 - イ 場所
 - ・佐久、松本、長野、北信地域（令和5年に被害が大きかった地域）
 - ・各地域振興局の合同庁舎等で出発式→被害多発地域の巡回→生産者園地を想定※各地域での実施詳細が決定次第、プレスリリース予定